## 県立図書館誘致と市の施設の建て替えや市有地の利用計画は？

**村上議員**

(1)大規模市有地の利用と決定過程について

市庁舎は46年が経過し、耐用年数からみて、そろそろ限界で、市の財政が厳しいとはいえ、建て替え時期を具体的に検討すべきと考える。市長は6～7年前の議会答弁において、「大村地区か西大村地区かまだ決めていない。市民の声を聞き、議会とも相談し決めたい」と発言している。市庁舎の移転候補地である大村駅前の市民会館周辺を県立図書館の誘致候補地にしているということは市としてはここを市庁舎移転候補地から除外されたものと判断していいのか。

(2)入国管理センター跡地について

昨年の3月議会で、「3年以内に結論を出す」との発言があったが、従来、この跡地は市庁舎移転候補地にあげられていたわけである。このことを含め、どういう状況であるのか。また、庁内で組織的に検討する委員会なりを立ち上げているのか？

**市長**(1)　市庁舎については、真剣に取り組まなければならない課題であると思う。しかし、庁舎建設基金は6億円しかなく、平成23年度以降、毎年庁舎建設基金の積み立てに取り組まなければならないと思っている。場所については、議会をはじめ市民の声を聞くとともに、長期的な観点について専門家の意見を聞くことが必要と考えている。以前、駅前の旧警察署跡地や市民会館のあたり、あるいは市の中央である西大村地域、これらが考えられるだろうと発言した。しかし、どこの場所がいいということは非常に難しい。県立図書館の誘致候補地においても、あの地域の1キロ圏内を検討すべきであって、この場所だけを考える必要はないという考えを持っている。

(2)　市庁舎については、これまで何度か複数の候補地について議論がなされてきたが、いずれも実現性にはほど遠く、方向がまだ示されていない。しかし、10年以内の課題になっていることから、来年度あたりから、どこにどういう市庁舎を建設するのかについて取り組む必要があると思っている。まずは、庁内でプロジェクトチームをつくり、平成24年度以降に市民と一緒になって進めたらどうかという考えを持っている。

**(その他の質問事項)**

・市税や料金、使用料等の収納状況と対策について

・市道認定について

警察署跡地

## 選挙時の不在者・期日前投票所の増設を！

**田崎議員**

(1)最近、選挙があるたびに不在者投票者や期日前投票者が増えており、市役所の不在者・期日前投票所が大変混雑している。そこで、この混雑解消と北部や西大村地区の住民の利便性のため、市内中央部などにもう1カ所投票所の増設ができないか。

(2)概ね50人以上のベッド数がある病院や施設を不在者投票指定施設に指定し、これらの施設で投票ができるようになっている。7月に行われた参議院議員選挙で、五島市の指定施設において認知症で意思表示ができない入所者に代わって施設長が勝手に候補者名を書き、逮捕されたが、全国でも同様の事例が起こっている。このようなことから総務省でも、これらの行為を憂慮し、指定施設に外部の立会人を派遣するよう検討がなされていると聞いている。本市でも、指定施設に市の職員などを派遣することができないか。

**選管委員長**(1)　期日前投票所を増設することにより、利便性が向上すると思うが、人口規模が異なる長崎市、佐世保市を除く諫早市などの県内他市の状況を見ても、合併前の旧市の区域に期日前投票所を2カ所以上設置している市は現在のところない。また、期日前投票所である大村市役所は、市内の南北のほぼ中心にあり、かつ市の境から約8キロ以内にあるということから、ある程度の均衡はとれていると思っている。さらに、期日前投票所増設に当たっての課題として、費用が増大することや、選管職員の対応の限界、長期間の施設利用の問題などがある。このようなことから、期日前投票所については、現時点ではこれまでどおり1カ所で実施していきたいと思っている。今後、人口の増加や期日前投票者の増加など、状況において必要と判断された場合には、その時点で増設について検討をしていきたい。

**選管委員長**(2)　不在者投票指定施設の立会人については、公職選挙法により、施設の長である不在者投票管理者が選任すると規定されており、選挙管理委員会には選任に関し法的な権限は認められていないが、施設側からの要請があれば、候補者を紹介するということも考えられる。しかし、この場合もその候補者を立会人に選任するかどうかは、あくまでも施設の長である不在投票管理者が決定する。選挙管理委員会としては、説明会を開催して、指定施設における不在者投票事務の公正な執行について助言、指導等を行っているが、今回、県内の施設において不正行為が発生した事実を受け、今後の対応等について県選管をはじめ各市町とも検討を行っている状況であるので、今後の動向を踏まえ対応していきたいと考えている。

**(その他の質問事項)**

・公用車購入契約について

・国民健康保険について